

2012年2月23日

大分大学学長
北野 正剛 殿

大分大学教職員組合
委員長 石井 まこと



「法定休日に勤務した場合の取扱いについて（通知）」撤回の申し入れ

2月15日付の総務担当理事名で各部局等の長にあてた「法定休日に勤務した場合の取扱いについて（通知）」を、直ちに撤回されるよう申し入れます。

振替の原則は、当該週に行うものであり、それができない場合は当該休日を起算日とする4週間前の日から8週間後の日までの期間内で行うことになっています。それにもかかわらず、今回の通知では、この原則に反して、法人が振替日を一方的に指定するものとなっています。

この通知は、これまで振替日の設定について各職場の実態にあわせて柔軟に対応してきた慣行を突然変更し、現場を混乱させるものです。法人と職員の間には挟まれ対応する時間管理者の心労をはじめ、法人からの命令として振替日をとれないにもかかわらず週内振替を行い、サービス残業を誘発することにもなりかねません。

さらに、今回の通知は、労働条件の変更であるにもかかわらず、組合に対する事前協議がなく発出されたものであり、現行の労働協約（労使関係の基本事項に関する協約）第5条の違反にあたります。

以上のことから、上記の通知の撤回を申し入れます。

以上